

## 競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : (株) ビケンテクノ

業者の住所 : 大阪府吹田市南金田 2-12-1

2. 競争参加停止措置期間 : 2025 年 2 月 26 日 ~ 2025 年 3 月 25 日  
(1か月)

3. 事 実 概 要 :

マンション管理組合の出納業務を請け負い、通帳を保管するなどしていた株式会社ビケンテクノの元課長が、令和5年6~10月の間に、担当していた大阪府中央区のマンション管理組合の金融機関口座から、9回にわたり修繕積立金約4,700万円を払い戻して着服したとして、令和7年1月21日に業務上横領の容疑により大阪府警に逮捕された。

4. 競争参加停止措置理由 :

株式会社ビケンテクノの元課長が、業務上横領の容疑で逮捕されたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~13 略	
14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
15 略	